

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（第一条関係）	1
○ 出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律（平成十七年法律第九十六号）（第二条関係）	21
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第八条関係）	22
○ 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）（附則第八条関係）	23
○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）（附則第八条関係）	25

改 正 案

現 行

<p>目次 第一章（略） 第二章 入国及び上陸 第一節 外国人の入国（<u>第三条・第四条</u>） 第二節 外国人の上陸（<u>第五条・第五条の二</u>） 第三章 上陸の手続 第一節 上陸のための審査（<u>第六条―第九条</u>） 第二節 第四節（略） 第四章 第九章（略） 附則</p>	<p>目次 第一章（略） 第二章 入国及び上陸 第一節 外国人の入国（<u>第三条</u>） 第二節 外国人の上陸（<u>第四条―第五条の二</u>） 第三章 上陸の手続 第一節 上陸のための審査（<u>第六条―第九条の二</u>） 第二節 第四節（略） 第四章 第九章（略） 附則</p>
<p>（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針） 第二条の四（略） 2 分野別運用方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 三（略） 四 第一号の産業上の分野における<u>第七条の三第三項及び第四項</u>（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項 五（略） 3 6（略） （入国の禁止） 第三条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入つてはならない。 一・二（略）</p>	<p>（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針） 第二条の四（略） 2 分野別運用方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 三（略） 四 第一号の産業上の分野における<u>第七条の二第三項及び第四項</u>（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項 五（略） 3 6（略） （外国人の入国） 第三条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入つてはならない。 一・二（略）</p>

三 本邦に上陸することなく本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとする者（乗員、第十七条第一項に規定する船舶等に乗っている者で同項に規定する外国人以外のもの、第十八条第一項に規定する外国人その他法務省令で定める者を除く。次条において「直行通過者」という。）であつて、次条の認証を受けていないもの

四 本邦に上陸しようとする者（乗員並びに第十七条第一項及び第十八条第一項に規定する外国人を除く。）であつて、次のイからハまでのいずれにも該当しないもの

イ その所持する旅券に日本国領事官等の査証（以下「査証」という。）を受けた者

ロ 第七条の二又は第十五条の二の認証を受けた者

ハ 第七条第一項第五号イからハまでに掲げる者、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。）、第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者その他これらに準ずるものとして法務省令で定める者

2
(略)

(削る)

(直行通過者の入国の認証)

第四条 出入国在留管理庁長官は、直行通過者から、法務省令で定めるところにより、次に掲げる条件に適合していることを証明するために必要な情報として法務省令で定める事項が電磁的方式によつて提供されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができる。

一 有効な旅券を所持していること。

二 本邦に上陸することなく本邦を経由して本邦外の地域に赴く目的をもつて本邦に入ろうとするものであること。

(新設)

(新設)

2
(略)

第二節 外国人の上陸

第四条 削除

第二節 外国人の上陸

(上陸の拒否)

第五条 (略)

(上陸の申請)

第六条 本邦に上陸しようとする外国人(乗員を除く。以下この節において同じ。)は、有効な旅券で査証を受けたものを所持しなければならぬ。ただし、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により査証を必要としないこととされている外国人(次条第一項第五号及び第七条の二において「査証免除対象者」という。)の旅券、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者の旅券又は第六十一条の二の十五第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書には、査証を要しない。

2・3 (略)

(入国審査官の審査)

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号(第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号)に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一・二 (略)

三 申請に係る在留期間が第二条の二第三項の法務省令で定める在留期間を超えない範囲内であること。

四 (略)

五 査証免除対象者であつて、本邦において別表第一の三の表の

(新設)

(上陸の拒否)

第五条 (略)

(上陸の申請)

第六条 本邦に上陸しようとする外国人(乗員を除く。以下この節において同じ。)は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならぬ。ただし、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人の旅券、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者(第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。)の旅券又は第六十一条の二の十五第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書には、日本国領事官等の査証を要しない。

2・3 (略)

(入国審査官の審査)

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号(第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号)に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一・二 (略)

三 申請に係る在留期間が第二条の二第三項の規定に基づく法務省令の規定に適合するものであること。

四 (略)

(新設)

短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとするもの（次に掲げる者を除く。）にあつては、次条の認証を受けたこと。ただし、同条の認証を受けることができなかつた場合において、その所持する旅券に与えられた査証が有効であるときは、この限りでない。

イ 第九条第八項第一号ハに該当するものとして同項の登録を受けた者

ロ 国の行政機関の長が招へいする者

ハ イ又はロに掲げる者に準ずるものとして法務省令で定める者

2 前項の審査を受ける外国人は、同項に規定する上陸のための条件に適合していることを自ら立証しなければならない。この場合において、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまで又は同表の特定技能の項の下欄第一号若しくは第二号に掲げる活動を行おうとする外国人は、前項第二号に掲げる条件に適合していることの立証については、第七条の三第一項に規定する在留資格認定証明書をもつてしなければならない。

3・4 (略)

第七条の二 出入国在留管理庁長官は、査証免除対象者であつて、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとするものから、法務省令で定めるところにより、次に掲げる条件に適合していることを証明するために必要な情報として法務省令で定める事項が電磁的方式によつて提供されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができる。

一 有効な旅券を所持していること。

二 本邦において行おうとする活動が虚偽のものでないこと。

三 在留しようとする期間が第二条の二第三項の法務省令で定める在留期間を超えない範囲内であること。

四 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

2 前項の審査を受ける外国人は、同項に規定する上陸のための条件に適合していることを自ら立証しなければならない。この場合において、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまで又は同表の特定技能の項の下欄第一号若しくは第二号に掲げる活動を行おうとする外国人は、前項第二号に掲げる条件に適合していることの立証については、次条第一項に規定する在留資格認定証明書をもつてしなければならない。

3・4 (略)

(新設)

(在留資格認定証明書)

第七条の三 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人（本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。）から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が第七条第一項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）を交付することができる。

2 5 (略)

(上陸許可の証印)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港、在留資格及び在留期間（次項の規定により短期滞在の在留資格及び在留期間が決定された場合に限る。）その他法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第一項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 次のイからハまでのいずれかに該当する者（イ又はハに該当する者にあつては、その者の写真、氏名、国籍の属する国又は第二条第五号ロの政令で定める地域、生年月日、性別その他の法務省令で定める事項が電磁的方式により記録された旅券を所持しているものに限る。）であること。

イ 第七条の二の認証を受けた者

ロ 第八項の登録を受けた者

ハ 第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者

二 (略)

5 入国審査官は、第七条の二の認証を受けた外国人又は第八項第

(在留資格認定証明書)

第七条の二 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人（本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。）から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第一項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）を交付することができる。

2 5 (略)

(上陸許可の証印)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第一項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 第八項の登録を受けた者（同項第一号ハに該当するものとして登録を受けた者にあつては、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持している者に限る。）であること。

二 (略)

5 入国審査官は、次条第一項又は第八項の規定により交付を受け

一号ハに該当するものとして同項の登録を受けた外国人について前項の規定による記録をする場合には、当該外国人について短期滞在の在留資格及び在留期間を決定し、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、当該在留資格及び在留期間を通知しなければならない。

6 第一項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録をする場合を除き、入国審査官は、次条の規定による口頭審理を行うため、当該外国人を特別審理官に引き渡さなければならぬ。

7 外国人は、第四節に特別の規定がある場合を除き、第一項、次条第八項若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けなければ上陸してはならない。

8 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第四項の規定による記録を受けるときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

- 一 次のイからハまでのいずれかに該当する者であること。
- イ・ロ (略)
- ハ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者

(1) (略)

(2) 第一項、次条第八項若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けた回数、法務省令で定める回数以上であること。

(3) (略)

(4) (略)

二・三 (略)

(削る)

特定登録者カードを所持する外国人について前項の規定による記録をする場合には、当該外国人について短期滞在の在留資格及び在留期間を決定し、当該特定登録者カードにその旨を明示しなければならない。

6 第一項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録をする場合を除き、入国審査官は、第十条の規定による口頭審理を行うため、当該外国人を特別審理官に引き渡さなければならぬ。

7 外国人は、第四節に特別の規定がある場合を除き、第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けなければ上陸してはならない。

8 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第四項の規定による記録を受けるときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

- 一 次のイからハまでのいずれかに該当する者であること。
- イ・ロ (略)
- ハ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者

(1) (略)

(2) 第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けた回数、法務省令で定める回数以上であること。

(3) (略)

(4) (略)

二・三 (略)

(特定登録者カード)

第九条の二 出入国在留管理庁長官は、前条第八項一号ハに該当する外国人について同項の規定による登録をする場合には、入国

- 2| 審査官に、当該外国人に対し、特定登録者カードを交付させるものとする。
- 2| 特定登録者カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号ロに規定する地域
 - 二 特定登録者カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
- 3| 特定登録者カードには、法務省令で定めるところにより、前条第八項の規定による登録をした外国人の写真を表示するものとする。この場合において、出入国在留管理庁長官は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令により当該外国人から提供された写真を利用することができる。
- 4| 前二項に規定するもののほか、特定登録者カードの様式その他特定登録者カードについて必要な事項は、法務省令で定める。
- 5| 出入国在留管理庁長官は、法務省令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項及び第三項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、特定登録者カードに電磁的方式により記録することができる。
- 6| 特定登録者カードの有効期間は、その交付の日から起算して三年を経過する日又は当該特定登録者カードの交付を受けた外国人が所持する旅券の有効期間満了の日のいずれか早い日が経過するまでの期間とする。
- 7| 特定登録者カードの交付を受けた外国人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、特定登録者カードの再交付を申請することができる。
 - 一 紛失、盗難、滅失その他の事由により特定登録者カードの所持を失ったとき。
 - 二 特定登録者カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第五項の規定による記録が毀損したとき。
- 8| 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該外国人に対し、新たな特定登録者カード

(口頭審理)

第十条 特別審理官は、第七条第四項又は前条第六項の規定による引渡しを受けたときは、当該外国人に対し、速やかに口頭審理を行わなければならない。

2 8 (略)

9 前条第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。

10 11 (略)

(寄港地上陸の許可)

第十四条 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除き、第十五条の二の認証を受けた者に限る。)が、その船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間七十二時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し寄港地上陸の許可をすることができる。ただし、第五条第一項各号のいずれかに該当する者(第五条の二の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する特定の事由のみによつて第五条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。以下同じ。)に対しては、この限りでない。

2 4 (略)

(船舶観光上陸の許可)

第十四条の二 入国審査官は、指定旅客船(本邦と本邦外の地域との間の航路に就航する旅客船であつて、乗客の本人確認の措置が的確に行われていることその他の事情を勘案して出入国在留管理

ドを交付させるものとする。この場合における第六項の規定の適用については、同項中「その交付の日」とあるのは「当該特定登録者カードの交付を受けた外国人に対し第一項の規定により特定登録者カードが交付された日」と、「当該特定登録者カードの交付を受けた外国人」とあるのは「当該外国人」とする。

(口頭審理)

第十条 特別審理官は、第七条第四項又は第九条第六項の規定による引渡しを受けたときは、当該外国人に対し、速やかに口頭審理を行わなければならない。

2 8 (略)

9 前条第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。

10 11 (略)

(寄港地上陸の許可)

第十四条 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除く。)が、その船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間七十二時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し寄港地上陸の許可をすることができる。ただし、第五条第一項各号のいずれかに該当する者(第五条の二の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する特定の事由のみによつて第五条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。以下同じ。)に対しては、この限りでない。

2 4 (略)

(船舶観光上陸の許可)

第十四条の二 入国審査官は、指定旅客船(本邦と本邦外の地域との間の航路に就航する旅客船であつて、乗客の本人確認の措置が的確に行われていることその他の事情を勘案して出入国在留管理

庁長官が指定するものをいう。以下同じ。)に乗っている外国人(乗員を除き、第十五条の二の認証を受けた者に限る。)が、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間三十日(本邦内の寄港地の数が一である航路に就航する指定旅客船に乗っている外国人にあつては、七日)を超えない範囲内で上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し船舶観光上陸の許可をすることができる。

2 入国審査官は、指定旅客船に乗っている外国人(乗員を除き、第十五条の二の認証を受けた者に限る。)が、三十日を超えない期間内において、数次にわたり、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときであつて、相当と認めるときは、当該外国人に対しその旨の船舶観光上陸の許可をすることができる。

3 9 (略)

(通過上陸の許可)

第十五条 入国審査官は、船舶に乗っている外国人(乗員を除き、次条の認証を受けた者に限る。)が、船舶が本邦にある間法務省令で定める期間を超えない範囲内で、臨時観光のため、その船舶が寄港する本邦の他の出入国港でその船舶に帰船するように通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶の船長又はその船舶を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸の許可をすることができる。

2 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して

庁長官が指定するものをいう。以下同じ。)に乗っている外国人(乗員を除く。)が、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間三十日(本邦内の寄港地の数が一である航路に就航する指定旅客船に乗っている外国人にあつては、七日)を超えない範囲内で上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し船舶観光上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、指定旅客船に乗っている外国人(乗員を除く。)が、三十日を超えない期間内において、数次にわたり、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときであつて、相当と認めるときは、当該外国人に対しその旨の船舶観光上陸の許可をすることができる。

3 9 (略)

(通過上陸の許可)

第十五条 入国審査官は、船舶に乗っている外国人(乗員を除く。)が、船舶が本邦にある間、臨時観光のため、その船舶が寄港する本邦の他の出入国港でその船舶に帰船するように通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶の船長又はその船舶を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して

本邦外の地域に赴こうとするもの（乗員を除き、次条の認証を受けた者に限る。）が、上陸後三日以内にその入国した出入国港の周辺の他の出入国港から他の船舶等で出国するため、通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸の許可をすることができる。

3
3
6
(略)

(上陸の特例の認証)

第十五条の二 出入国在留管理庁長官は、第十四条第一項、第十四条の二第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の許可を受けて上陸しようとする外国人から、法務省令で定めるところにより、次に掲げる条件に適合していることを証明するために必要な情報として法務省令で定める事項が電磁的方式によつて提供されたときは、当該条件に適合している旨の認証をすることができる。

一 有効な旅券を所持していること。

二 次のイからホまでに掲げる許可の区分に応じ、当該イからホまでに定める期間を経過して本邦に残留するおそれがないこと。

イ 第十四条第一項の許可 七十二時間

ロ 第十四条の二第一項の許可 三十日（当該許可に係る指定旅客船が本邦内の寄港地の数が一である航路に就航するものである場合にあつては、七日）

ハ 第十四条の二第二項の許可 三十日

ニ 前条第一項の許可 同項の法務省令で定める期間

ホ 前条第二項の許可 三日

三 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

(遭難等による上陸の許可)

第十八条 入国審査官は、遭難その他航行上の支障（以下「遭難等

本邦外の地域に赴こうとするもの（乗員を除く。）が、上陸後三日以内にその入国した出入国港の周辺の他の出入国港から他の船舶等で出国するため、通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。

3
3
6
(略)

(新設)

(遭難による上陸の許可)

第十八条 入国審査官は、遭難船舶等がある場合において、当該船

「という。」により航行することができなくなつた船舶等（以下この項において「遭難等船舶等」という。）がある場合において、当該遭難等船舶等に乗つていた外国人の救護のためその他緊急の必要があると認めたときは、水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の規定による救護事務を行う市町村長、当該外国人を救護した船舶等の長、当該遭難等船舶等の長又は当該遭難等船舶等に係る運送業者の申請に基づき、当該外国人に対し遭難等による上陸の許可をすることができる。

2 入国審査官は、警察官又は海上保安官から前項に規定する外国人の引渡しを受けたときは、同項の規定にかかわらず、直ちにその者に対し遭難等による上陸の許可をするものとする。

3 (略)

4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に遭難等による上陸許可書を交付しなければならない。

5 (略)

(在留カードの記載事項等)

第十九条の四 在留カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号ロの政令で定める地域
- 二 〇七 (略)
- 二 〇五 (略)

(旅券等の携帯及び提示)

第二十三条 本邦に在留する外国人は、常に旅券（次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める文書。第三項及び第七十六条第二号において同じ。）を携帯していなければならない。ただし、次項の規定により在留カードを携帯する場合は、この限りでない。

(削る)

一 〇四 (略)

船舶等に乗つていた外国人の救護のためその他緊急の必要があると認めたときは、水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の規定による救護事務を行う市町村長、当該外国人を救護した船舶等の長、当該遭難船舶等の長又は当該遭難船舶等に係る運送業者の申請に基づき、当該外国人に対し遭難による上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、警察官又は海上保安官から前項の外国人の引渡しを受けたときは、同項の規定にかかわらず、直ちにその者に対し遭難による上陸を許可するものとする。

3 (略)

4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に遭難による上陸許可書を交付しなければならない。

5 (略)

(在留カードの記載事項等)

第十九条の四 在留カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号ロに規定する地域
- 二 〇七 (略)
- 二 〇五 (略)

(旅券等の携帯及び提示)

第二十三条 本邦に在留する外国人は、常に旅券（次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める文書。第三項及び第七十六条第二号において同じ。）を携帯していなければならない。ただし、次項の規定により在留カードを携帯する場合は、この限りでない。

一 〇九 第九条第五項の規定により短期滞在の在留資格及び在留期間を決定された者 特定登録者カード

二 〇五 (略)

五 遭難等による上陸の許可を受けた者 遭難等による上陸許可書

六〇十二 (略)
二〇五 (略)

(退去強制)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により本邦からの退去を強制し、又は第五十五条の二第一項の規定による命令により本邦から退去させることができる。

一 第三条第一項の規定に違反して本邦に入った者

二〇三の五 (略)

四 本邦に在留する外国人(仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難等による上陸の許可を受けた者を除く。)で次のイからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

イヨ (略)

四の二〇五の二 (略)

六 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難等による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの
六の二〇十 (略)

(再入国の許可)

第二十六条 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人(仮上陸の許可を受けている者及び第十四条から第十五条まで又は第十六条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けている者を除く。)がその在留期間(在留期間の定めのない者にあつては、本邦に在留し得る期間)の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもって出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる。

六 遭難による上陸の許可を受けた者 遭難による上陸許可書

七〇十三 (略)
二〇五 (略)

(退去強制)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により本邦からの退去を強制し、又は第五十五条の二第一項の規定による命令により本邦から退去させることができる。

一 第三条の規定に違反して本邦に入った者

二〇三の五 (略)

四 本邦に在留する外国人(仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者を除く。)で次のイからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

イヨ (略)

四の二〇五の二 (略)

六 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの
六の二〇十 (略)

(再入国の許可)

第二十六条 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人(仮上陸の許可を受けている者及び第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けている者を除く。)がその在留期間(在留期間の定めのない者にあつては、本邦に在留し得る期間)の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもって出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる。この場合において、出入国在

。この場合において、出入国在留管理庁長官は、その者の申請に基づき、相当と認めるときは、当該許可を数次再入国の許可とすることができる。

2～8 (略)

(容疑者の立証責任)

第四十六条 前条の審査を受ける容疑者のうち第二十四条第一号(第三条第一項第一号に係る部分に限る。)又は第二号に該当するとされたものは、これらの規定に該当するものでないことを自ら立証しなければならない。

(本邦に入る船舶等に係る予約者に関する報告の義務等)

第五十六条の二 本邦に入る船舶等を運航する運送業者(運送業者がないときは、当該船舶等の長。以下この条及び次条において同じ。)は、当該船舶等に係る予約者(乗船券又は航空券の予約をした者をいう。)に係る乗船券又は航空券を発行する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時までに入出国在留管理庁長官に対し、当該予約者の氏名その他の法務省令で定める事項を報告しなければならない。

一 乗船券を発行する場合 本邦に入る船舶に係る乗客の数、当該事項の報告に必要な設備の整備の状況その他の事情を勘案して法務省令で定める時

二 航空券を発行する場合 当該航空券を発行する時

2| 出入国在留管理庁長官は、前項の規定により報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告をした運送業者に対し、当該報告に係る者を本邦に入らせることが相当であるかどうかを通知しなければならない。

3| 出入国在留管理庁長官は、前項の規定により、第一項の規定による報告に係る者を本邦に入らせることが相当である旨の通知をした後において、当該通知に係る者を本邦に入らせることが相当でないことが判明したときは、当該通知を受けた運送業者に対し、その旨を通知することができる。

留管理庁長官は、その者の申請に基づき、相当と認めるときは、当該許可を数次再入国の許可とすることができる。

2～8 (略)

(容疑者の立証責任)

第四十六条 前条の審査を受ける容疑者のうち第二十四条第一号(第三条第一項第二号に係る部分を除く。)又は第二号に該当するとされたものは、その号に該当するものでないことを自ら立証しなければならない。

(新設)

4 運送業者は、前二項の規定により第一項の規定による報告に係る者を本邦に入らせることが相当でない旨の通知を受けたときは、当該通知に係る者を当該船舶等に乘せて本邦に入らせてはならない。ただし、当該船舶等が本邦外の地域から本邦に向けて出発した後に当該運送業者が当該通知を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書に規定する場合において、当該運送業者は、同項に規定する通知に係る者を当該船舶等に乘せて本邦に入るときは、出入国在留管理庁長官に対し、当該通知を受けた後速やかに、その旨、当該船舶等が本邦外の地域から本邦に向けて出発した年月日時その他法務省令で定める事項を報告しなければならない。

(旅券等の確認義務)

第五十六条の三 本邦に入る船舶等を運航する運送業者は、外国人が不法に本邦に入ること防止するため、当該船舶等に乘ろうとする外国人の旅券、乗員手帳又は再入国許可書を確認しなければならない。

(本邦に入る船舶等に係る乗客等に関する報告の義務)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

4 本邦に入る指定旅客船の船長は、当該指定旅客船に第十四条の二第二項の許可を受けている者が乗つているときは、当該指定旅客船が出入国港に到着する都度、直ちに、その者の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

5 本邦に入る船舶等の長は、当該船舶等に第十六条第二項の許可を受けている乗員が乗り組んでいるときは、当該船舶等が出入国港に到着する都度、直ちに、当該乗員の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

6 本邦の出入国港から出発する指定旅客船の船長は、当該出入国

(旅券等の確認義務)

第五十六条の二 本邦に入る船舶等を運航する運送業者(運送業者がないときは、当該船舶等の長)は、外国人が不法に本邦に入ること防止するため、当該船舶等に乘ろうとする外国人の旅券、乗員手帳又は再入国許可書を確認しなければならない。

(報告の義務)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

4 本邦に入る指定旅客船の船長は、当該指定旅客船に第十四条の二第二項の規定による許可を受けている者が乗つているときは、当該指定旅客船が出入国港に到着する都度、直ちに、その者の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

5 本邦に入る船舶等の長は、当該船舶等に第十六条第二項の規定による許可を受けている乗員が乗り組んでいるときは、当該船舶等が出入国港に到着する都度、直ちに、当該乗員の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

6 本邦の出入国港から出発する指定旅客船の船長は、当該出入国

港の入国審査官の要求があつたときは、第十四条の二第一項又は第二項の許可を受けた者がその指定旅客船に帰船しているかどうかを報告しなければならぬ。

7 本邦から出る船舶等の長は、その船舶等の出発する出入国港の入国審査官の要求があつたときは、第十五条第一項の許可を受けた者がその船舶に帰船しているかどうか、乗員上陸の許可を受けた者が当該船舶等に乗るべきものが乗る組んでいるかどうか及び第二十五条第二項又は第六十条第二項の規定に違反して出国しようとする者が乗っているかどうかを報告しなければならぬ。

8 入国審査官は、第七条第一項その他のこの法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、本邦に入る航空機を運航する運送業者その他の法務省令で定める者に対し、当該航空機が出入国港に到着する前に、当該航空機に係る予約者（航空券の予約をした者をいう。）、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該航空機に搭乗するための手続に関する事項で法務省令で定めるものを報告することを求めることができる。

9 前項の規定により報告を求められた者は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。

(送還の義務)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者は、当該外国人をその船舶等又は当該運送業者に属する他の船舶等により、その責任と費用で、速やかに本邦外の地域に送還しなければならない。

一・二 (略)

三 前号に規定する者を除き、上陸後五年以内に、第二十四条各

港の入国審査官の要求があつたときは、第十四条の二第一項又は第二項の規定による許可を受けた者がその指定旅客船に帰船しているかどうかを報告しなければならぬ。

7 本邦から出る船舶等の長は、その船舶等の出発する出入国港の入国審査官の要求があつたときは、第十五条第一項の規定による通過上陸の許可を受けた者がその船舶に帰船しているかどうか、乗員上陸の許可を受けた者が当該船舶等に乗るべきものが乗る組んでいるかどうか及び第二十五条第二項又は第六十条第二項の規定に違反して出国しようとする者が乗っているかどうかを報告しなければならぬ。

8 入国審査官は、第七条第一項その他の出入国管理及び難民認定法の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、本邦に入る航空機を運航する運送業者その他の法務省令で定める者に対し、当該航空機が出入国港に到着する前に、当該航空機に係る予約者（航空券の予約をした者をいう。以下この項において同じ。）、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該航空機に搭乗するための手続に関する事項で法務省令で定めるものを報告することを求めることができる。

9 前項の規定により報告を求められた者は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、入国審査官が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

(送還の義務)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者は、当該外国人をその船舶等又は当該運送業者に属する他の船舶等により、その責任と費用で、速やかに本邦外の地域に送還しなければならない。

一・二 (略)

三 前号に規定する者を除き、上陸後五年以内に、第二十四条各

号のいずれかに該当して退去強制を受けた者のうち、その者の上陸の時に当該船舶等の長又は運送業者がその者について退去強制の理由となつた事実があることを明らかに知つていたと認められるもの

2 (略)

3 主任審査官は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が負うべき責任と費用の負担のうち、出国待機施設にとどめておくことに伴うものについては、次の各号のいずれかに該当する外国人に係るものに限り、その全部又は一部を免除することができる。

一 有効な旅券で査証を受けたものを所持する者

二 前号に掲げる者のほか、有効な旅券を所持する者で第七条の二の認証を受けたもの

(事実の調査)

第五十九条の二 法務大臣又は出入国在留管理庁長官は、第四条、第七条の二若しくは第十五条の二の認証、在留資格認定証明書の交付、第九条第八項若しくは第十九条の二十三第一項の規定による登録（第九条第八項の規定による登録にあつては、同項第一号ハに該当する者に係るものに限る。）、第十二条第一項、第十九条第二項、第二十条第三項本文（第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項、第六十一条の二の五第一項若しくは第六十一条の二の十四の規定による許可又は第十九条の三十二第一項の規定による登録の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官に、第二十二条の四第一項の規定による在留資格の取消しに関する処分又は第五十条第一項の規定による許可に関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官又は入国警備官に、それぞれ事実の調査をさせ

号のいずれかに該当して退去強制を受けた者のうち、その者の上陸のときに当該船舶等の長又は運送業者がその者について退去強制の理由となつた事実があることを明らかに知つていたと認められるもの

2 (略)

3 主任審査官は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が負うべき責任と費用の負担のうち、出国待機施設にとどめておくことに伴うものについては、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持する外国人に係るものに限り、その全部又は一部を免除することができる。

(新設)

(新設)

(事実の調査)

第五十九条の二 法務大臣又は出入国在留管理庁長官は、在留資格認定証明書の交付、第九条第八項若しくは第十九条の二十三第一項の規定による登録（第九条第八項の規定による登録にあつては、同項第一号ハに該当する者に係るものに限る。）、第十二条第一項、第十九条第二項、第二十条第三項本文（第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項、第六十一条の二の五第一項若しくは第六十一条の二の十四の規定による許可又は第十九条の三十二第一項の規定による登録の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官に、第二十二条の四第一項の規定による在留資格の取消しに関する処分又は第五十条第一項の規定による許可に関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官又は入国警備官に、それぞれ事実の調査をさせることができる。

ることができる。

2・3 (略)

(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項又は第二項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一 (略)

二 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可又は遭難等による上陸の許可を受け、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過していないとき。

三 十 (略)

2・5 (略)

(手数料)

第六十七条 外国人は、次の各号に掲げる許可を受ける場合には、当該許可に係る記載、交付又は証印の時に、当該各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において、政令で定める額の手数を納付しなければならない。

一 第二十条第三項本文の規定による在留資格の変更の許可 十
万円

二 第二十一条第三項の規定による在留期間の更新の許可 十
万円

三 第二十二条第二項の規定による永住許可 三十万円

四 第二十六条第一項の規定による再入国の許可(同条第五項の
規定による有効期間の延長の許可を含む。) 一万円

2 | 前項の政令で定める額は、実費並びに外国人の適正な在留の確保に関する事務に要する費用、本邦に適法に在留する外国人が安定的かつ円滑に在留することができるようにするための支援に関する事務に要する費用その他の外国人の出入国及び在留の公正な

2・3 (略)

(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項又は第二項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一 (略)

二 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可又は遭難等による上陸の許可を受け、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過していないとき。

三 十 (略)

2・5 (略)

(手数料)

第六十七条 外国人は、次に掲げる許可を受ける場合には、当該許可に係る記載、交付又は証印の時に、一万円を超えない範囲内において別に政令で定める額の手数を納付しなければならない。

一 第二十条第三項本文の規定による在留資格の変更の許可
二 第二十一条第三項の規定による在留期間の更新の許可
三 第二十二条第二項の規定による永住許可

四 第二十六条第一項の規定による再入国の許可(同条第五項の
規定による有効期間の延長の許可を含む。)

管理に要する費用の額及び諸外国における同種の手数料の額を勘案して定めるものとする。

3| 法務大臣は、第一項第一号から第三号までに掲げる許可を受け
る者（同号に掲げる許可を受ける者にあつては、第二十二條第二
項ただし書又は第六十一條の二の十四に規定する場合に該当する
者に限る。）が経済的困難その他特別の理由により手数料を減額
し、又は免除することが相当である者として政令で定める者であ
るときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し
、又は免除することができる。

第六十七條の二 外国人は、第十九條の二第一項の規定により就労
資格証明書の交付を受け、又は第十九條の十三第一項後段の規定
による申請に基づき同條第四項において準用する第十九條の第十
二項の規定により在留カードの交付を受けるときは、実費を勘案
して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第六十七條の三 外国人は、第四條、第七條の二又は第十五條の二
の認証を受けようとする場合には、これらの規定により情報を提
供する時に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しな
ければならない。

2| 外国人は、第七條の二若しくは第十五條の二の認証を受け、又
は第九條第八項第一号ハに該当するものとして同項の登録を受け
るときは、実費並びにこれらの認証又は登録を受ける外国人に係
る出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額その他の事情を
勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（権限の委任）

第六十九條の二 この法律に規定する法務大臣の権限は、政令で定
めるところにより、出入国在留管理庁長官に委任することができる
。ただし、第二條の三第三項から第五項まで（これらの規定を

第六十七條の二 外国人は、第九條の二第一項若しくは第八項の規
定により特定登録者カードの交付を受け、第十九條の二第一項の
規定により就労資格証明書の交付を受け、又は第十九條の十三第
一項後段の規定による申請に基づき同條第四項において準用する
第十九條の第十二項の規定により在留カードの交付を受けるとき
は、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納付しなけれ
ばならない。

（新設）

（権限の委任）

第六十九條の二 出入国管理及び難民認定法に規定する法務大臣の
権限は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に委
任することができる。ただし、第二條の三第三項から第五項まで

同条第六項において準用する場合を含む。）、第二条の四第一項、同条第三項から第五項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）並びに第七條の三第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する権限については、この限りでない。

2 この法律に規定する出入国在留管理庁長官の権限（前項の規定により委任された権限を含む。）は、法務省令で定めるところにより、地方出入国在留管理局長に委任することができる。

第七十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定に違反して本邦に入つた者

二 六（略）

七 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難等による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

七の二 十二（略）

2（略）

（過料）

第七十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一（略）

一の二 第五十六條の二第一項又は第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一の三 第五十六條の二第四項の規定に違反して当該通知に係る者を当該船舶等に乗せて本邦に入らせた者

一の四 第五十六條の三の規定に違反して、外国人の旅券、乗員手帳又は再入国許可書の確認をしないで当該外国人を本邦に入

（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）、第二条の四第一項、同条第三項から第五項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）並びに第七條の二第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する権限については、この限りでない。

2 出入国管理及び難民認定法に規定する出入国在留管理庁長官の権限（前項の規定により委任された権限を含む。）は、法務省令で定めるところにより、地方出入国在留管理局長に委任することができる。

第七十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條の規定に違反して本邦に入つた者

二 六（略）

七 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難等による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

七の二 十二（略）

2（略）

（過料）

第七十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一（略）

（新設）

（新設）

一の二 第五十六條の二の規定に違反して、外国人の旅券、乗員手帳又は再入国許可書の確認をしないで当該外国人を本邦に入

らせた者

二 第五十七条第一項若しくは第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第三項の規定に違反して報告をせず、又は同条第四項から第七項まで若しくは第九項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三・四 (略)

別表第一(第二条の二、第二条の五、第五条、第六条、第七条の三、第九条、第十九条、第十九条の五、第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の三十六、第二十条、第二十条の二、第二十条の三、第二十条の四、第二十四条、第五十二条、第六十一条の二の二、第六十一条の二の十一関係)

(略)

らせた者

二 第五十七条第一項若しくは第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第三項の規定に違反して報告をせず、又は同条第四項から第七項まで若しくは第九項前段の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三・四 (略)

別表第一(第二条の二、第二条の五、第五条、第六条、第七条、第七条の二、第九条、第十九条、第十九条の五、第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の三十六、第二十条、第二十条の二、第二十条の三、第二十条の四、第二十四条、第五十二条、第六十一条の二の二、第六十一条の二の十一関係)

(略)

○ 出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律（平成十七年法律第九十六号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）以下「入管法」という。）第二条第五号ロに該当する旅券を所持する外国人（同条第一号に規定する外国人をいい、同条第二号に規定する乗員を除く。以下同じ。）であつて、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする者のうち政令で定めるものが本邦に上陸しようとする場合においては、入管法第六条第一項本文の規定にかかわらず、その旅券には、<u>入管法第三条第一項第四号イに規定する査証（以下「査証」という。）を要しない。</u></p> <p>2 前項の規定により査証を要しないとされる外国人は、<u>入管法第七条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第七条の二の規定の適用については、入管法第六条第一項に規定する査証免除対象者とみなす。</u></p>	<p>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに該当する旅券を所持する外国人（同条第一号に規定する外国人をいい、同条第二号に規定する乗員を除く。）であつて、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする者のうち政令で定めるものが本邦に上陸しようとする場合においては、<u>同法第六条第一項本文の規定にかかわらず、その旅券には、日本国領事官等（同法第二条第四号に規定する日本国領事官等をいう。）の査証を要しない。</u></p> <p>（新設）</p>

改正案		現行	
<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）</p>	<p>提供を受ける国の機関又は法人</p>	<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）</p>	<p>提供を受ける国の機関又は法人</p>
<p>一〇三十九の四（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>四十 法務省</p> <p>出入国管理及び難民認定法による同法第七条の三第一項の交付、同法第十一条第一項の異議の申出、同法第十二条第一項、第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第十二条の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）</p> <p>第二十一条第三項若しくは第二十二条第二項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>四十 法務省</p> <p>出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第二項の交付、同法第十一条第一項の異議の申出、同法第十二条第一項、第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第十二条の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）</p> <p>第二十一条第三項若しくは第二十二条第二項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>		
<p>四十の二〇百二十三（略）</p>	<p>四十の二〇百二十三（略）</p>		

○ 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）（附則第八条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（臨床修練の許可） 第三条（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の許可（以下この章において「許可」という。）を受けようとする者が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。</p> <p>一 次に掲げる者のいずれかに該当すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学しようとしている者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の三第一項の規定により同項に規定する在留資格認定証明書が交付されている者その他の厚生労働省令で定める者に限る。）</p> <p>二、四（略）</p> <p>3、9（略）</p> <p>（臨床教授等の許可） 第二十一条の三（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の許可（以下この章において「許可」という。）を受けようとする者が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。</p> <p>一 次に掲げる者のいずれかに該当すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 医療に関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究を目的として本邦に入学しようとしている者（出入国管理及び難民認定法第七条の三第一項の規定により同項に</p>	<p>（臨床修練の許可） 第三条（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の許可（以下この章において「許可」という。）を受けようとする者が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。</p> <p>一 次に掲げる者のいずれかに該当すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学しようとしている者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項の規定により同項に規定する在留資格認定証明書が交付されている者その他の厚生労働省令で定める者に限る。）</p> <p>二、四（略）</p> <p>3、9（略）</p> <p>（臨床教授等の許可） 第二十一条の三（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の許可（以下この章において「許可」という。）を受けようとする者が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。</p> <p>一 次に掲げる者のいずれかに該当すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 医療に関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究を目的として本邦に入学しようとしている者（出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の規定により同項に</p>
---	---

規定する在留資格認定証明書が交付されている者その他の厚生労働省令で定める者に限る。）
二〇四（略）

規定する在留資格認定証明書が交付されている者その他の厚生労働省令で定める者に限る。）
二〇四（略）

改 正 案

現 行

（出入国管理及び難民認定法の特例）

第十六条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において家事支援活動（炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに従事する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（年齢、家事の代行又は補助に関する職歴その他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の家事支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う家事支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）
 第七条の三第一項の申請があつた場合には、当該特定家事支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書（入管法第七条の三第一項に規定する在留資格認定証明書をいう。以下同じ。）を交付することができる。

（出入国管理及び難民認定法の特例）

第十六条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において家事支援活動（炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに従事する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（年齢、家事の代行又は補助に関する職歴その他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の家事支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う家事支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）
 第七条の二第一項の申請があつた場合には、当該特定家事支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書（入管法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書をいう。以下同じ。）を交付することができる。

2
6
（略）

2
6
（略）

第十六条の五 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において農業支援活動（農作業に従事し、又は農作業及び農畜産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の作業その他農業に付随する作業であつて政令で定めるものに従事することにより、農業経営を行う者を支援する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（農業に関する知識経験その他の事項について農業支援活動に従事するために必要なものとして政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の公私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の農業支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定農業支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う農業支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、入管法第七条の三第一項の申請があつた場合には、当該特定農業支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

2 4 (略)

第十六条の六 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（国家戦略特別区域において、外国人が創業活動（貿易その他の事業の経営を開始して、その経営を行う活動をいう。以下この

第十六条の五 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において農業支援活動（農作業に従事し、又は農作業及び農畜産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の作業その他農業に付随する作業であつて政令で定めるものに従事することにより、農業経営を行う者を支援する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（農業に関する知識経験その他の事項について農業支援活動に従事するために必要なものとして政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の公私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の農業支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定農業支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う農業支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合には、当該特定農業支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

2 4 (略)

第十六条の六 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（国家戦略特別区域において、外国人が創業活動（貿易その他の事業の経営を開始して、その経営を行う活動をいう。以下この

項において同じ。)を行うことを促進する事業をいう。別表の四の六の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動(創業活動を含むものに限る。)を行うものとして、入管法第七条の三第一項の申請があつた場合には、創業外国人上陸審査基準(国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために外国人による創業を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。)を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

2 (略)

第十六条の七 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業(外国人がその有する知識又は技能を活用して国家戦略特別区域において海外需要開拓支援等活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、通訳又は翻訳その他の業務に従事することにより、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれらの商品若しくは役務の提供を支援する活動をいう。第三項において同じ。)を行うことを促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の七の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動又は同表の技能の項の下欄に掲げる活動(いずれも第三項に規定する対象海外需要開拓支援等活動を含むものに限る。)を行うものとして、入管法第七条の三第一項の申請があつた

項において同じ。)を行うことを促進する事業をいう。別表の四の六の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動(創業活動を含むものに限る。)を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合には、創業外国人上陸審査基準(国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために外国人による創業を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。)を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

2 (略)

第十六条の七 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業(外国人がその有する知識又は技能を活用して国家戦略特別区域において海外需要開拓支援等活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、通訳又は翻訳その他の業務に従事することにより、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれらの商品若しくは役務の提供を支援する活動をいう。第三項において同じ。)を行うことを促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の七の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動又は同表の技能の項の下欄に掲げる活動(いずれも第三項に規定する対象海外需要開拓支援等活動を含むものに限る。)を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた

場合には、海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準（国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれらの商品若しくは役務の提供を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。）を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

2
4
（略）

場合には、海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準（国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれらの商品若しくは役務の提供を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。）を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。

2
4
（略）